




2024年3月24日


福岡高等裁判所 第3民事部 御中

鑑定意見書

駒澤大学教授 高野 学 

立命館大学教授 金森 絵里 

駒澤大学名誉教授 小栗 崇資 

明治大学教授 山口 不二夫 

1. 鑑定事項

2020年10月から託送料金を構成する営業費に賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が含まれ、託送料金を通じて需要家から徴収されることとなった。託送料金は、公共料金である電気料金の一部としてその算定方法が規制されており、所管行政庁である経済産業省によって営業費に含められる費用項目が決定されてきた。しかし、営業費に含められる費用項目は無条件に認められるものではなく、会計学上の原価であるかどうか、その原価性が認められる必要がある。賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、果たして会計学上の原価性を有し、電気事業法18条3項1号に規定される「適正な原価」、「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」(平成28年経済産業省令第22号)(以下、「本件算定規則」とする)3条1項に規定される「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」に含められる原価なのであろうか。

そこで、本鑑定意見書では会計学、とりわけ原価計算の観点から賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が原価性を有するののかについて、「原価計算基準」の規定する原価の要件ならびに非原価項目から判断を行い、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が電気事業法18条3項1号に規定される「適正な原価」、「本件算定規則」3条1項に規定される「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」に該当するか否かその見解を明らかにする。

2. 原判決における問題点

(1) 事実確認

まず、託送料金を賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が含まれ、需要家から徴収されることについて、事実を確認するとともに、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の内容について確認する。

電力事業は2016年の電力小売全面自由化以前において、発電事業・送配電事業・小売事業を一貫して担う10の一般電気事業者が地域独占によって電力を供給していた。2016年の電力小売全面自由化、そして事業者区分の廃止により、電気事業へ新電力が参入するとともに、小売料金は自由競争により決定されるのが原則となった。他方、送配電事業については地域独占が維持されたため、従前同様、総括原価方式によって料金が算定され、2020年から賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が託送料金に含まれることとなった。

賠償負担金は、福島第一原発事故に係る損害賠償費用であり、2017年9月28日に制定された「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」(平成28年経済産業省令第50号)(以下、「改正省令」とする)による改正後の「電気事業法施行規則」(平成7年通商産業省令第77号)(以下、「本件施行規則」とする)45条の21の3第1項によって、「原子力

損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成 23 年 3 月 31 日以前に原価として算定することができなかったもの」と定義されている。

他方、廃炉円滑化負担金は、計画より早期に廃炉となった原発の廃炉費用を指す。2013 年に原発のより厳しい安全対策を義務づける新規制基準が施行され、新規制基準を満たさない原発は、計画より早期に廃炉になることとなった。ところが、原発の廃炉費用は巨額であるため、原子力事業者が廃炉の判断を先送りし、廃炉が円滑に進展しない可能性があった。そこで経済産業省は、計画より早期に廃炉となった原発の原子力設備について廃炉後も引き続き減価償却・償却が可能になるよう制度を変更し、解体引当金の制度も変更した。この制度変更によって、本来であれば特別損失として計上される費用が小売料金の営業費として計上されることとなった。その費用を託送料金から徴収できるようにするため、「原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金」（「改正省令」による改正後の「本件施行規則」45 条の 21 の 6 第 1 項）と定義されたものが、廃炉円滑化負担金である。

（2）原判決の内容

次に、原判決の内容について確認する。原判決のうち、会計学に関連するのは「本件算定規則」に関連する部分である。この部分について原判決は、「託送供給制度において、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金として回収することを前提とすること（本件に則していえば、託送供給等に係る供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素である営業費の算定に当たり、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を含めること）も、法の委任の趣旨の範囲内であると解するのが相当である」（原判決 p.12）と述べている。

そして、原判決では「賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）は、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用であるといえ、これらを託送供給等約款料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とした本件算定規則 4 条 2 項の規定は、法の委任の趣旨及び所管行政庁である経済産業大臣の裁量権の範囲を逸脱するものとはいえない」（原判決 p.14）と述べている。

以上により、原判決は、託送料金に賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を上乗せすることについて、電気事業法の委任を欠き、又はその委任の範囲を超えるものとして無効であるとはいえないとする（原判決 p.17）。

（3）経済産業大臣に与えられた委任の範囲

原判決は、託送料金を構成する営業費に賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を含めることが、経済産業大臣に与えられた委任の範囲内であるとしている。しかしながら、託送料金は、電気事業法 18 条 3 項 1 号において、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と規定しており、ここでの「適正な原価」という概

念は後述するように会計上の原価概念と理解され、明確な基準に基づいて決定されるものである。また、電気事業法 18 条 3 項 1 号は一般送配電事業の料金である託送料金についての規定であるため、電気事業法 18 条 3 項 1 号に規定する「適正な原価」とは、「一般送配電事業を営むために必要な原価」ということになる。「本件算定規則」3 条 1 項が「託送供給等約款料金を算定しようとするときは、(中略) 一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならない」と規定しているのは、その当然の解釈を改めて確認しているものである。

したがって、託送料金として徴収される「適正な原価」、「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」が、そもそも会計学上の「原価」として認められないのであれば、それを徴収することは会計学上相当でないことになる。その意味において、経済産業大臣に与えられた委任の範囲は広いものではなく、かつ会計学上の原価の要件に反しないものであることが求められる。

そこで以下では、会計学上の原価の拠りどころとなる「原価計算基準」についてその性格をまず概観し、「原価計算基準」に規定される原価の要件ならびに非原価項目を示した上で、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性について検討する。

3. 「原価計算基準」とその性格

1949 年に財務諸表の作成に関する会計基準である「企業会計原則」が制定されたが、その制定当初は原価計算手続、原価に関する基準はまだ存在しなかった。そこで、原価計算に関する基準を制定すべく 1950 年からその制定作業が開始され、12 年後の 1962 年に大蔵省企業会計審議会から「原価計算基準」が公表されることとなった。この「原価計算基準」は、序文にあたる「原価計算基準の設定について」の中で「この基準は、企業会計原則の一環を成し、そのうちとくに原価に関して規定したものである」と述べられるように、「企業会計原則」の原価に関して補足した基準である。

「原価計算基準」はそれ自体、法令ではない。しかしながら、「原価計算基準」は実践規範として、企業における原価計算の慣行のうちから一般に公正妥当と認められるところを要約して設定されたものであり、原価計算を制度化したものである。そのため、「原価計算基準」は慣習法として位置づけられ、旧商法 32 条にいう「公正なる会計慣行」として適用されることになる(佐藤進『基準原価計算精説』(14 版) 中央経済社、1975 年、pp.37~38)。現行の会社法 431 条においても、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定しており、企業における会計は「原価計算基準」に従うべき法的義務を負うことになる。また、「原価計算基準」に従って算定された原価は、公正妥当なものとして適切なものとされる一方、「原価計算基準」に反する原価は適切なものと認められないことになる。さらに、「原価計算基準」自体は法令ではないものの、序文の

「原価計算基準の設定について」の中で「たな卸資産の評価、原価差額の処理など企業の原価計算に関係ある事項について、法令の制定、改廃等が行なわれる場合にも、この基準が十分にしん酌されることが要望される」とあるように、現行の会社法、金融商品取引法、税法等が改廃される場合には、「原価計算基準」を尊重し、十分に考慮することが必要となる。したがって、「原価計算基準」は実定法の基礎をなすものであり、実定法は「原価計算基準」の枠内において規定されなければならないこととなる（太田哲三他『原価計算基準詳説』（10版）同文館出版、1963年、p.18）。

ところで、序文の「原価計算基準の設定について」では、「この基準は、個々の企業の原価計算手続を画一に規定するものではなく、個々の企業が有効な原価計算手続を規定し実施するための基本的なわくを明らかにしたものである。したがって、企業が、その原価計算手続を規定するに当たっては、この基準が弾力性をもつものであることの理解のもとに、この基準にのつとり、業種、経営規模その他当該企業の個々の条件に応じて、実情に即するように適用されるべきものである」と述べられている。「原価計算基準」は、多種多様な企業活動が存在する中、一定の幅をもった弾力性をもつものであるが、その精神に反する制度を設けるべきでないことは明らかである。業種の実情によっては、「原価計算基準」に規定される原価計算手続を行うことが困難な場合も考えられるが、その場合でも「原価計算基準」の精神に則り、公正妥当な原価計算手続を設けることができれば、「原価計算基準」からの逸脱を避けることができる。また、各業界あるいはこれを監督する諸官庁において、業種別の原価計算の基準を定める場合にも、「原価計算基準」に反する原価計算手続、原価を規定することは認められず、「原価計算基準」を尊重することが要請されることになる（太田哲三他『原価計算基準詳説』（10版）同文館出版、1963年、p.12 および p.178）。

4. 「原価計算基準」と電気事業法、「本件算定規則」との関係

「原価計算基準」では、原価計算の目的として（1）財務諸表作成目的、（2）価格計算目的、（3）原価管理目的、（4）予算管理目的、（5）経営基本計画設定目的を掲げている（「原価計算基準」一）。このうち（2）価格計算目的は、原価に利益を上乗せして価格を決定するという価格形成（原価+利益=価格）を想定しており、政府の調達物資の価格計算のほか、政府の認可を必要とする各種の運賃や公共料金の設定も含まれると解される（小菅正伸『基本原価会計論』（第3刷）中央経済社、1999年、p.9）。

前述の通り、「原価計算基準」は一般に公正妥当な原価計算の実践規範であり、単なる理論や学説ではなく、実務慣行と関係諸法令との調整の上に設定された制度であるため、拘束力を有する。そのため、政府の調達物資の価格計算、そして政府の認可を必要とする公共料金の設定に関する法令の中の原価計算および原価に関する事項は、「原価計算基準」に準拠しなければならない。託送料金は、電気事業法18条3項1号に規定される「適正な原

価」、「本件算定規則」3条1項に規定される「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」に基づいて算定されることになるが、これらの原価は「原価計算基準」に従って算定された原価であると考えられる（佐藤進『基準原価計算精説』（14版）中央経済社、1975年、pp.41～42）。

したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が「適正な原価」、「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」に該当するか否かは、「原価計算基準」の規定する原価の要件を満たしているかどうかの判断が必要となる。

5. 「原価計算基準」の規定する原価の要件

ここではまず、会計学における原価の範囲について確認した後、「原価計算基準」が規定する原価の要件、そして「原価計算基準」が原価とならない項目を例示している非原価項目についてみていく。

（1）原価の範囲

「原価計算基準」は、財務諸表の作成に関する会計基準である「企業会計原則」の一環を成すため、損益計算書及び貸借対照表等の財務諸表の作成に関わる原価を規定することとなる。

損益計算書は企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間のすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載し、最終的に当期純利益を計算する。損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算、純損益計算の区分が設けられており（「企業会計原則」損益計算書原則二）、このうち「原価計算基準」における原価が関係するのは営業損益計算においてである。営業損益計算は、一会計期間の売上高と売上原価とを記載して売上総利益を計算し、これから販売費及び一般管理費を控除して本業の利益を表す営業利益を表示する。「原価計算基準」における原価は、この営業損益計算に関わる売上原価と販売費及び一般管理費に相当するものであり、売上原価のことを製品原価、販売費及び一般管理費のことを期間原価とよぶ（「原価計算基準」四（二））。売上原価と販売費及び一般管理費以外の経常損益計算に関わる営業外費用、純損益計算に関わる特別損失等は、後述する原価の要件を満たさないため非原価となる。

また、貸借対照表は決算日における企業の財政状態を明らかにするため、資産、負債及び純資産を記載する。貸借対照表に関係する原価は、資産の中の流動資産に記載される「製品」、「仕掛品」等の棚卸資産である。貸借対照表に記載される「製品」は、未販売のまま売れ残った製品のことであり、期末の製品原価が計上される（「原価計算基準」四（二））。この貸借対照表上の「製品」が次期以降に販売されれば、損益計算書における売上原価となり、売上高である収益との対応が図られ、売上総利益が算定されることとなる。他方、

貸借対照表に記載される「仕掛品」は未完成品のことであり、期末の未完成品の原価が棚卸資産として計上される。

このように、すべての費用が原価となるわけではなく、損益計算書上の売上原価、販売費及び一般管理費の項目に限定されることになる。また、貸借対照表では棚卸資産を構成する製品、仕掛品の原価のみが計上されることになる。こうした原価の範囲を定めるために、「原価計算基準」では原価の要件を規定している。

(2) 原価の要件

「原価計算基準」では、原価について「原価とは、経営における一定の給付にかかわらせて、把握された財貨又は用役の消費を、貨幣価値的に表わしたものである」と定義している（「原価計算基準」三）。ここで「一定の給付」とは製品・サービス等のことであり、「財貨又は用役」とは製品の生産、サービスの提供に必要となる材料、労働力等のことである。そのため、「原価計算基準」における原価の定義は、「原価とは、経営における製品・サービスに関わらせて把握された材料、労働力等の消費を金額で表したものである」と言い換えることができる。

「原価計算基準」では原価の定義に続き、原価として容認されるための4つの要件を規定している。ある費用項目が原価として認められるか否かは、以下の4つの要件すべてを満たす必要があり、一つでも合致しないものは原価として容認されない。

① 経済価値消費性

「原価計算基準」において、原価は経営過程における経済価値の消費であるとしている（「原価計算基準」三（一））。「原価計算基準」における経営過程とは、一定の財貨を購入して製品・サービス等を生産し、販売する過程のことである。「原価計算基準」では、原価を損益計算書上の営業収益との対応関係から導出するものと捉えているため、すなわち売上高と売上原価、販売費及び一般管理費を関連させて利益を算定すべきであると考えているため、製品・サービス等の生産活動と販売活動を経営過程とし、その経営過程における経済価値（その取得に経済的対価を必要とする価値）の消費が原価であると規定している。したがって、経営過程における経済価値を取得しただけでは原価とならず、経済価値を消費しなければ原価とならない。

② 給付関連性

「原価計算基準」において、原価は経営において作り出された一定の給付に転嫁される価値であり、その給付に関わらせて把握されたものであるとしている（「原価計算基準」三（二））。給付とは、経営活動によって作り出された成果、すなわち製品・サービス等のことである。この要件は、原価が製品・サービス等に転嫁される経済価値であるということ、原価が製品・サービス等に関わらせて把握されるものであることを規定しており、原価が

製品・サービス等といった原価計算対象にもとづいて集計される経済価値の消費であることを意味する。

③ 経営目的関連性

「原価計算基準」において、原価は経営目的に関連したものであるとしている（「原価計算基準」三（三））。企業の諸活動は、製品・サービス等の生産・販売に関わる経営活動と資本の調達、返還、利益処分に関わる財務活動に大別される。「原価計算基準」では、企業の経営活動のみを経営目的としており、この経営目的に関連したもののみを原価としている。そのため、財務活動に関する財務費用と関連する営業外費用は、原価を構成しない。したがって、原価は損益計算書上の売上原価、販売費及び一般管理費に限定されることになる。

④ 正常性

「原価計算基準」において、原価は正常的なものであり、異常な状態を原因とする価値の減少を含まないとしている（「原価計算基準」三（四））。原価は、正常的な経営活動のもとで消費される経済価値を前提としており、偶発的なもの、1回限りのものについては、その原価性を認めていない。また、地震、火災、風水害、盗難、事故等の異常な状態を原因とするものについても原価性は認められないため、特別損失に相当する費用は原価を構成しない。

（3）非原価項目

「原価計算基準」では、上記の原価の4要件を補足するため、原価と認められない非原価項目を例示している（「原価計算基準」五）。非原価項目は、売上原価（製品原価）、販売費及び一般管理費（期間原価）以外の項目であり、4つに分類して列挙されている。このうち、原価の要件を満たさない非原価項目として例示されるものは、以下の①と②の2つである。

① 経営目的に関連しない価値の減少

これは、原価の要件③を満たさない項目であり、例えば未稼働の固定資産、長期にわたり休止している設備、経営目的に関連しない資産における減価償却費、管理費、租税等の費用を挙げている。このほかにも、有価証券の評価損及び売却損等が例示されている。

② 異常な状態を原因とする価値の減少

これは、原価の要件④を満たさない項目であり、例えば火災、震災、風水害等の偶発的事故による損失、予期し得ない陳腐化等によって固定資産に著しい減価を生じた場合の臨時償却費を挙げている。このほかにも、違約金、損害賠償金、偶発債務損失、固定資産売却損・除却損等が例示されている。

6. 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性

「原価計算基準」では、上記の原価の4要件すべてを満たすことによって原価性が認められることとなる。そこで、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性については、「原価計算基準」における原価の4要件に照らして検討するとともに、非原価項目の例示とも照らし合わせて判断を行う。

まずは、「原価計算基準」における原価の4要件に照らしてみていく。第一に、経済価値消費性についてである。原価は、製品・サービス等を生産し、販売する経営過程における経済価値の消費である。これを一般送配電事業者にあてはめて考えると、託送料金の営業費は送配電サービスの提供、販売といった一般送配電事業者の経営過程における経済価値の消費となる。賠償負担金は福島第一原発事故に係る損害賠償費用であり、廃炉円滑化負担金は原発の廃炉費用であるため、これらの費用はそもそも送配電サービスの提供、販売といった一般送配電事業者の経営過程とは関係がなく、その経営過程における経済価値の消費とはならない。したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原価の第一の要件を満たしていない。

第二に、給付関連性についてである。原価は、給付（製品・サービス等）に転嫁される価値であり、その給付に関わらせて把握しなければならない。託送料金の営業費として認められるためには、送配電サービスの提供、販売に転嫁される経済価値であり、送配電サービスの提供、販売に関わらせて把握される必要がある。賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、発電事業に係る費用であり、送配電サービスの提供、販売に転嫁される経済価値ではなく、送配電サービスの提供、販売に関わらせて把握される費用ではない。また、発電事業に係る費用である賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を送配電事業の託送料金の営業費に付け替えることは、異なる原価計算対象に割り当てることになるため、この要件に反することになる。したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原価の第二の要件を満たしていない。

第三に、経営目的関連性についてである。原価は、企業の諸活動における生産・販売に関わる経営活動に関連したものであり、損益計算書上の売上原価、販売費及び一般管理費に限定されることになる。これを一般送配電事業者にあてはめて考えると、一般送配電事業者の経営活動は送配電サービスの提供、販売に関連するものであり、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は発電事業に関わるものであるため、一般送配電事業者の経営目的とは何ら関係がない。また、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、損益計算書上の特別損失にあたる項目であり、売上原価、販売費及び一般管理費に相当する項目ではない。したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原価の第三の要件を満たしていない。

第四に、正常性についてである。原価は、正常的な経営活動のもとで消費される経済価値を前提としているが、賠償負担金は東日本大震災による福島第一原発事故によって生じた損害賠償の費用であり、正常的な経営活動のもとで消費される経済価値でないことは明らかである。また、廃炉円滑化負担金は、従来よりも安全対策が厳格となった新規制基準を満たしていない原発の廃炉費用であり、原発を稼働するための安全対策の基準を満たしていない時点で正常的な経営活動のもとで消費される経済価値ではない。したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原価の第四の要件を満たしていない。

続いて、非原価項目の例示に照らして賠償負担金及び廃炉円滑化負担金についてみていく。非原価項目では、経営目的に関連しない価値の減少として、未稼働の固定資産、経営目的に関連しない資産の減価償却費を非原価項目としている。廃炉円滑化負担金は、廃炉となった原子力設備の減価償却費を含んでおり、これは未稼働の固定資産の減価償却費であり、一般送配電事業者の経営目的に関連しない資産の減価償却費に相当する。したがって、廃炉円滑化負担金は非原価である。

また、非原価項目では異常な状態を原因とする価値の減少として、火災、震災、風水害等の偶発的事故による損失を例示している。賠償負担金は、東日本大震災による福島第一原発事故に係る損害賠償の費用であり、震災の偶発的事故による損失に該当する。これに加えて、「原価計算基準」では、損害賠償金を非原価項目として明示しているため、賠償負担金は非原価である。廃炉円滑化負担金についても、従来と比較して安全対策が厳格となったために廃炉とせざるを得ない原発の廃炉費用であり、これは予期し得ない陳腐化等によって固定資産に著しい減価を生じた場合の臨時償却費に相当するため、非原価項目に相当する。

以上のことから、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、「原価計算基準」における原価の4要件の一つも満たしておらず、また非原価項目に該当するため、その原価性は否定されることになる。

7. 鑑定意見

託送料金の営業費に含められる費用項目は、無条件に認められるものではなく、会計上の原価であること、すなわち「原価計算基準」の規定する原価の要件を満たす必要がある。「原価計算基準」は、一般に公正妥当と認められる原価計算の実践規範であり、関係諸法令との調整の上に設定された制度であるため、拘束力を有するとともに、規範性も有する。そのため、託送料金の算定方法を規定する電気事業法、「本件算定規則」における原価についても、「原価計算基準」に反する原価を規定することは認められず、「原価計算基準」に準拠した原価の要件が求められることとなる。

「原価計算基準」では、原価として容認されるための4つの要件を規定するとともに、

非原価項目も例示している。賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、「原価計算基準」の規定する原価の4要件の一つも満たしておらず、また非原価項目に該当する費用である。そのため、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性は否定される。

したがって、会計学の観点からすれば、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、電気事業法18条3項1号に規定される「適正な原価」、「本件算定規則」3条1項に規定される「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」に該当しないこととなる。

経 歴 書

氏 名 : 高野 学 (たかの まなぶ)
生年月日 : 1976年11月17日 (47歳)
現 職 : 駒澤大学経済学部教授
専門分野 : 原価計算
研究テーマ : 電気通信事業・電気事業における料金設定

<学 歴>

1995年4月 明治大学商学部入学
1999年3月 同上卒業 学士 (商学)
1999年4月 明治大学大学院商学研究科商学専攻博士前期課程入学
2001年3月 同上修了 修士 (商学)
2001年4月 明治大学大学院商学研究科商学専攻博士後期課程入学
2006年3月 同上修了 博士 (商学)

<職 歴>

2004年4月 明治大学商学部専任助手 (2005年3月まで)
2005年4月 明治大学商学部ティーチングアシスタント (2006年3月まで)
2006年4月 西南学院大学商学部専任講師 (2008年3月まで)
2008年4月 西南学院大学商学部准教授 (2018年3月まで)
2018年4月 駒澤大学経済学部教授 (現在に至る)

<主な研究業績>

著書 (分担執筆)

- ・小栗崇資・陣内良昭編『会計のオルタナティブー資本主義の転換に向けて』(第8章「新たな付加価値計算書と原価計算」執筆) 中央経済社、2022年。
- ・谷江武士・田村八十一編『電力産業の会計と経営分析』(第2章「電気料金の決定と会計」執筆) 同文館出版、2018年。
- ・丸山恵也他編『経済成長の幻想ー新しい経済社会に向けてー』(第Ⅱ部 第7章「電力産業の料金設定と総括原価方式」執筆) 創成社、2015年。

論文 (単著)

- ・「核燃料サイクルを支える電気事業の総括原価方式」『商学研究』(日本大学商学部) 第39号、2023年。

- ・「原子力事業者に係る損害賠償・廃炉費用と託送料金」『商学研究』（日本大学商学部）第34号、2018年。
- ・「電気事業における損害賠償・廃炉費用の新たな負担方法の可能性」『会計理論学会年報』第31号、2017年。
- ・「東日本大震災以降の電気事業における総括原価方式の役割」『産業経理』Vol.75 No.1、2015年。

<賞 罰>

2006年10月 会計理論学会奨励賞受賞（「電気通信の料金設定における原価概念の弾力性」
『会計理論学会年報』第19号、2005年）

経 歴 書

氏 名 : 金森 絵里 (かなもり えり)
生年月日 : 1974年2月8日 (50歳)
現 職 : 立命館大学経営学部教授
専門分野 : 会計学
研究テーマ : 原子力をはじめとするポスト・ノーマル・サイエンスにおける会計の役割

<学 歴>

1992年4月 京都大学経済学部入学
1996年3月 同上卒業 学士 (経済学)
1996年4月 京都大学大学院経済学研究科経済政策専攻博士前期課程入学
1998年3月 同上修了 修士 (経済学)
1998年4月 京都大学大学院経済学研究科経済政策専攻博士後期課程入学
2000年3月 同上中退
2004年10月 英 Cardiff Business School, Cardiff University 入学
2009年6月 同上修了 Ph.D. (Cardiff University)
2018年5月 学位取得 京都大学 博士 (経済学)

<職 歴>

2000年4月 立命館大学経営学部専任講師 (2003年3月まで)
2003年4月 立命館大学経営学部助教授・准教授 (2014年3月まで)
2014年4月 立命館大学経営学部教授 (現在に至る)

<主な研究業績>

著書 (選)

- ・『原子力発電と会計制度』中央経済社、2016年。
- ・『原子力発電の会計学』中央経済社、2022年。

論文 (選)

- ・「会計情報からみる福島第一原発事故への道－歴史視点から日本の原子力発電を考える－」
『日本の科学者』第53巻6号、10-15頁、2018年。
- ・「原発会計の可塑性」『日本情報経営学会誌』第40巻第1・2号、48-64頁、2020年。
- ・「原発事故責任の『経済化』と会計」『會計』第198巻第2号、2020年。
- ・“Economizing” TEPCO’s Responsibility for the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant

Accident," *Nuclear Technology (American Nuclear Society)*, vol. 207, pp.1442-1455, 2021.

<賞 罰>

- ・2012年10月 平成24年度日本会計史学会 研究奨励賞
- ・2017年9月 2017年度環境経済・政策学会 奨励賞
- ・2019年11月 令和元年度会計理論学会 学会賞（論文部門）
- ・2022年11月 令和4年度会計理論学会 学会賞（著作部門）

経 歴 書

氏 名 小栗崇資（おぐりたかし）

生年月日 1950年3月21日

現 職 駒澤大学名誉教授、駒澤大学経理研究所講師

専 門 財務会計、経営分析

学 歴

1973年3月 中央大学法学部卒業

1984年3月 明治大学大学院商学研究科修士課程修了

1988年3月 明治大学大学院商学研究科博士課程満期退学

学 位

商学博士 明治大学 2003年3月取得

受 賞

日本会計史学会賞（2003年度）『アメリカ連結会計生成史論』日本経済評論社、2002年

会計理論学会賞（2014年度）『株式会社会計の基本構造』中央経済社、2014年

職 歴

1988年4月 鹿児島経済大学専任講師（～1991年3月）

1991年4月 日本福祉大学経済学部助教授（～2000年3月）

2000年4月 駒澤大学経済学部教授（～2020年3月）

2001年4月 駒澤大学経理研究所所長（～2018年3月）

2013年4月 駒澤大学経済学学部長（～2015年3月）

2020年3月 駒澤大学名誉教授（現在に至る）

2020年3月 駒澤大学経理研究所講師（現在に至る）

学会活動

2007年10月 会計理論学会会長（～2010年10月）

2016年10月 日本会計史学会会長（～2019年10月）

主な業績

単 著

『アメリカ連結会計生成史論』日本経済評論社、2002年

『株式会社会計の基本構造』中央経済社、2014年

『コンパクト財務会計—クイズでつける読む力』中央経済社、2016年

『社会・企業の変革とSDGs』学習の友社、2023年

共編著

『日本のビッグインダストリー—自動車』大月書店、2000年

『新世紀の企業会計論』白桃書房、2001年

『国際会計基準を考える』大月書店、2003年

『内部留保の研究』唯学書房、2015年

『スタートガイド会計学』中央経済社、2016年

『多国籍企業・グローバル企業と日本経済』新日本出版社、2019年

『会計のオルタナティブ』中央経済社、2022年

経 歴 書

氏名：山 口 不 二 夫 ヤマ グチ フジオ 性別：男 1957年9月8日生まれ 満66歳

現職：明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授 経済学博士（東京大学）

学 歴 ・ 職 歴

- 1977年4月 東京大学文科二類入学
- 1982年3月 同大学経済学部経営学科卒業（経済学士）
- 1987年3月 同大学大学院経済学研究科第二種博士課程単位取得満期退学
- 1987年4月 神奈川大学経済学部専任講師就任（会計学、簿記担当）
- 1989年4月 同大学同学部助教授就任（1992年3月まで）
- 1992年4月 青山学院大学 国際政治経済学部 助教授就任
- 1999年4月 同大学同学部 教授就任（大学、大学院とも財務諸表論、会計学、経営分析担当）
- 2001年4月 同大学専門大学院 国際マネジメント研究科 教授（会計学、会計戦略、非営利組織と公会計担当 2004年3月まで）
- 2004年4月 明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科 教授（財務会計論、企業分析、非営利組織の会計、管理会計、企業倫理等担当）（現在まで）
- 2015年4月 Kent University（英国 Canterbury）研究員（2016年3月まで）
- 2017年6月 学校法人東京家政学院監事（2023年5月まで）
- 2019年11月 学校法人明治薬科大学監事（2023年11月まで）

主 な 業 績

- 共著『企業分析』白桃書房、1996年、増補版2000年
- 単著『日本郵船会計史：財務会計篇』白桃書房、1998年
- 単著『日本郵船会計史：予算・原価計算篇』白桃書房、2000年（日本会計史学会賞受賞）
- 編著『日本の新会計基準』東京教育情報センター、2000年
- 共著『私立大学の財政分析ができる本』大月書店、2001年
- 単著「無形資産の分類と報告様式の研究」、経済産業研究所ディスカッションペーパー2005年
- 単著「英国庶民院議事録にみる1649年における海軍予算見積の成立」『会計史学会年報』35号、2018年
- 単著「庶民院議事録にみるイギリス東インド会社の財務データ1815年から1823年」『会計理論学会年報』33号、2019年
- 他論文多数

社 会 活 動 ・ そ の 他

- 賞罰 特記なし
- 桜台6丁目団地自治会会長（2017年から現在）
- 国土交通省不動産鑑定士試験出題委員（1998年から2001年）
- 会計理論学会理事（2016年から2019年、2022年から現在）
- 同学会 会長（2019年から2022年）